

米国 M&A 最新動向

—米国司法省による新セーフハーバー・ポリシーの発表—

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2023 年 10 月 23 日号

執筆者:

[川合 弘造](#)k.kawai@nishimura.com[真貝 淳一](#)j.shingai@nishimura.com

本稿では、2023 年 10 月 4 日に米国司法省（「司法省」）が発表した新セーフハーバー・ポリシーにつき、その概要を紹介する。米国に関係する M&A 取引一般に影響し得る新たな政策の動きであり、今後の展開に留意が必要である。

1. 概要

2023 年 10 月 4 日、司法省は以下の内容の発表（「本発表」）を行った¹。

- M&A の買主で、対象会社の刑事法違反の行為（「不正行為」）を司法省に自主的に開示した者は、一定の条件を満たした場合、不起訴処分の推定を受けることができる（「新セーフハーバー・ポリシー」）。本発表では以下の条件が挙げられている。
 - ✓ 対象会社を購入した取引のクロージング日（「クロージング日」）から 6 ヶ月以内に開示がなされたこと²
 - ✓ クロージング日から 1 年以内に、違反行為を是正すること³
 - ✓ 他の事情を受けて開示せざるを得なかった場合、不正行為が既に公になっている場合又は司法省に既に認識されていた場合ではないこと
 - ✓ 開示後の司法省の調査に協力するとともに、適時かつ適正な賠償・不当利得の返還を行うこと
- 対象会社の刑事法違反行為をクロージング後に発見した場合のみならず、クロージング前に発見した場合であっても、当該推定を受けることは可能。適時にコンプライアンスを遵守した形でデューデリジェンスを行ったうえで、クロージングに至ることが望ましい。
- 対象会社に加重要因（aggravating factors）が認められたとしても、買主は条件に沿った開示を行うことで不起訴処分の推定等の利益を受けることができる。一方、対象会社に悪性が高い事情が存在しない場合は、対象会社自身も不起訴処分の推定等の利益を受けることができる。
- 買主により開示がされた場合、買主が、将来、当該不正行為の存在によって、累犯者であると扱われることはない。
- 司法省全体で新セーフハーバー・ポリシーを統一して適用する予定。司法省の各部門は、ポリシーを実

¹ 司法長官代理の Lisa O. Monaco 氏により発表された。発表文は[こちら](#)。

² ただし、この期間は事情に応じて合理的な範囲で延長され得る。また、国家安全保障を脅かす不正行為や、進行中又は差し迫った危害を伴う不正行為を発見した企業は、6 ヶ月以内に開示すれば必ず推定を受けることが出来るわけではないとされる。

³ ただし、この期間は事情に応じて合理的な範囲で延長され得る。

際にどう運用するか今後それぞれで検討する。

本発表に対し、専門家から様々な意見が述べられており、例えば以下のものが挙げられる。

- 既に違法行為を自ら開示することを求める制度を反トラスト局等の各部署が有している中で、当該制度との整合性を図る必要がある⁴。
- 新セーフハーバー・ポリシーに沿った開示を行った場合、その後の不正行為に関する民事訴訟において三倍額損害賠償の対象とはならず実際の損害額に限定されるだろう⁵。
- 新セーフハーバー・ポリシーを設けることで、対象会社に違法行為が存在するにもかかわらずクロージング後に開示できなかった買主は、より厳しい扱いを司法省から受けることとなるだろう⁶。

なお、上院議員のElizabeth Warren氏（民主党）は、新セーフハーバー・ポリシーが、むしろホワイトカラー犯罪に加担した企業が企業結合を通じて自らの罪から逃れる方向に働くと主張し、2023年10月5日付で司法省に質問を行い、新セーフハーバー・ポリシーの撤回を求めており⁷、今回の司法省の発表内容が実際に運用されるかは不透明である。

一方、新セーフハーバー・ポリシーは従前の司法省の政策の流れに沿った側面も有している。例えば、2017年に司法省は海外腐敗行為防止法（FCPA）に違反した企業が一定の条件を満たした自己開示を行った場合は不起訴処分の推定を行う政策方針を発表しており⁸、2023年1月には当該方針を改定のうえ司法省刑事局が扱う全ての企業における刑事問題に適用する旨発表されていた⁹¹⁰。

仮に司法省が今後新セーフハーバー・ポリシーを実行する場合、司法省がより詳細な要件や適用範囲を近い将来示すことが想定される、との見解も存する¹¹。

2. ビジネスへの示唆

日本企業が、米国政府に対し自らの違法行為を自主開示するケースとして良く思い浮かぶのは、米国が関係するカルテルにつきリニエンシーする場合である¹²。しかしながら、少なくとも本発表の内容からする

⁴ <https://globalcompetitionreview.com/gcr-usa/article/doj-extends-leniency-misconduct-inherited-through-acquisitions>

⁵ 同上。ただし、司法省の発表では、実際の損害額に限定される旨明示されていない。

⁶ 同上。

⁷ <https://www.warren.senate.gov/oversight/letters/senator-warren-condemns-new-justice-department-policy-that-rewards-corporate-lawbreaking-urges-doj-leadership-to-reverse-course>

⁸ 詳細は当事務所の [2018年4月号危機管理ニュースレター](#)（平尾寛「米国司法省の Enforcement Policy について」）参照。

⁹ [Office of Public Affairs | Assistant Attorney General Kenneth A. Polite, Jr. Delivers Remarks on Revisions to the Criminal Division's Corporate Enforcement Policy | United States Department of Justice](#)

¹⁰ また、2022年9月15日にも違法行為の自主申告に関する内容を含むメモランダムが Lisa O. Monaco 氏より発表されている。詳細は当事務所の2022年9月30日付けニュースレター「[最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて](#)」参照。

¹¹ [DOJ New Safe Harbor Policy for Voluntary Self-Disclosures in M&A | Cleary Gottlieb](#) 参照。

¹² 米国では、2021年1月にバイデン政権が発足して以降、競争法（日本における独占禁止法）の執行を強化する傾向にあり、留意が必要である。

と、今回の新セーフハーバー・ポリシーは、カルテルを行っていた場合に限らず、海外腐敗行為防止法（FCPA）違反行為やテロ組織への支援行為¹³、輸出管理関係規制への違反行為¹⁴を含む、司法省の企業に対する訴追行為全般に適用され得ると推測される。

米国に関係する M&A を行っている中で、対象会社に違法行為が見つかった場合は、新セーフハーバー・ポリシーに基づいたクローリング後の自己申告を行い得る、あるいは相手方当事者や関係当事者が自己申告を行ってしまうことを念頭に対応する必要がある（例えば、違法行為があるにもかかわらずクローリング後に司法省に自主開示を行うことを前提に M&A を実行することがあり得る。）。また、違法行為が見つまっているか否かにかかわらず、新セーフハーバー・ポリシーの存在を前提に、M&A 契約の内容につき協議する場面もあり得る。

また、ある企業内部においてカルテル行為のような米国司法省管轄の違法行為が発見された場合、新セーフハーバー・ポリシーの利用の可否・要否を真摯に検討する必要があるかもしれない。

以上の点を踏まえると、今回発表された新セーフハーバー・ポリシーの今後の展開は注視に値する。

なお、本発表は司法省における政策方針であるが、今後司法省以外の省庁（例えば、競争法を一部管轄する連邦取引委員会（FTC）や、外国からの投資を管轄する対米外国投資委員会（CFIUS））にも、同様の動きが出る可能性もゼロとは言えず、その点にも留意が必要である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com

¹³ 2022 年 10 月、フランス企業の Lafarge は、2013 年から 2014 年にかけてシリア北部で ISIS 及びアルカイダの関係会社に対し経済的な支援を行ったことにつき、有罪答弁 (guilty plea) を行った。 [Office of Public Affairs | Lafarge Pleads Guilty to Conspiring to Provide Material Support to Foreign Terrorist Organizations | United States Department of Justice](#) 参照。

¹⁴ 2023 年 9 月、Suez Rajan Ltd は、イラン産原油の密売・密輸を行ったとして有罪答弁を行った (pleaded guilty)。 [Office of Public Affairs | Justice Department Announces First Criminal Resolution Involving the Illicit Sale and Transport of Iranian Oil in Violation of U.S. Sanctions | United States Department of Justice](#) 参照。